

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事等の給与の特例に関する条例

第一条中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「教育長の給与等に関する条例」を「又は教育長の給与等に関する条例」に改め、「一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。以下「職員給与条例」という。）、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下「育児休業条例」という。）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号。以下「任期付職員条例」という。）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十五号。以下「任期付研究員条例」という。）その他の給与に関する条例」を削る。

第五条から第七条までを削る。

別表第一から別表第三までを削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。